

2日(日)	福生ふれあいフェスティバル
16日(日)	第22回軽スポーツ&とん汁会
18日(火)	防犯講習会
29日(土)	第33回公民館のつどい

今年の総合防災訓練は、全小・中学校の児童も参加する規模の大きな訓練となりました！



今号の主な記事 2面秋の火災予防運動を実施！ 4面平成25年度決算が認定されました 5面第32回福生市農産物共進会 6面都営住宅入居者募集 7面介護保険のお知らせ 8面11月は児童虐待防止推進月間です 9面「写真でアピール！ 福生の魅力」写真展を行います

平成 27 年度 4 月の保育園 入園申込みが始まります



《新規入園申込書の配布》

11月17日(月)から市役所1階8-1番子ども育成課及び市内認可保育園で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。
【問合せ】子ども育成課保育係 ☎ 551・1780



市内保育園を希望する方	市外保育園を希望する方	現在通園中の方
<p>【受付期間】</p> <p>＜1次募集＞12月8日(月)～12月20日(土)→1次選考の対象となります。</p> <p>＜2次募集＞平成27年1月5日(月)～1月16日(金)→2次選考の対象となります。</p> <p>※1次募集で申込みいただいた方から選考を行い、2次選考は受入可能な枠がある場合のみ実施します。申込数が受入可能数を超えた場合、入園できないことがあります。</p> <p>【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(水曜日は8時まで)</p> <p>※土曜日の正午～午後1時、日・祝日を除く</p> <p>【受付場所】市役所1階8-1番子ども育成課保育係窓口※郵送不可</p> <p>【必要書類】</p> <p>①保育所利用申込書・支給認定(保育の必要性の認定)申請書・納付誓約書</p> <p>②保育の必要性を証明する書類→勤務証明書、母子手帳のコピー、診断書等</p> <p>※同居の65歳未満の祖父母も提出が必要です。</p> <p>【認定証・結果通知発送】1次募集は2月上旬、2次募集は3月中旬に認定証と一緒に結果を通知する予定です。なお、電話での問合せにはお答えできません。</p> <p>★1次募集終了後に出生予定のお子さんについて</p> <p>平成27年2月3日(火)までに出生予定の方は、1次募集に申込みができます。詳しくは子ども育成課保育係へお問い合わせください。</p>	<p>転出予定があるなどで、福生市外の保育園を希望する方も、福生市で受け付けします。区市町村ごとに募集状況や申込締切日、必要書類等が異なりますので、希望する保育園のある区市町村の担当部署へ事前にご確認ください。</p> <p>福生市で受付後、他区市町村へ申込書類を郵送しますので、各区市町村締切日の1週間前までにお申し込みください。※福生市より早い日程で締め切る区市町村がありますのでご注意ください。締切が早い場合は随時受け付けします。</p>	<p>保育園を通じて12月中に必要な書類を配布します。書類は各保育園で預かりますので、送迎時に提出してください。</p> <p>【受付期間】平成27年1月19日(月)～1月30日(金)</p> <p>【受付場所】通園中の保育園</p> <p>【必要書類】現況届・支給認定(保育の必要性の認定)申請書</p> <p>※新規申込者と同様に保育の必要性を証明する書類を添付してください。</p> <p>【認定証について】保育園を通じて3月中旬までにお渡しする予定です。</p>

お知らせ

子ども・子育て支援新制度の導入により、平成27年度4月入園から手続きが一部変わります。

○「保育の必要性の認定」を受けることが必要となります

保育園の利用を希望する場合、申込みの時に、「保育の必要性の認定」の申請を同時に行ってください。認定を受けるには、保護者のいずれもが次のいずれかの要件に該当することが必要となります。

□月48時間以上就労(最低週3日・1日4時間以上)

- 出産(産前産後2か月)
- 疾病・障害
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(3か月間の期限付き入園)
- 就学・職業訓練
- 虐待やDVの恐れがある
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である

※申請に基づき、市から認定証を交付します。
【重要】認定子ども園等の利用を希望する方も市役所で手続きが必要になる場合があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

○保育料が変わります

保護者の所得に応じた負担を基本として、国が定める基準を上限に、市が設定します。

【重要】平成27年度4月の申込みから、保育料算定のための所得の分かる書類を提出いただく必要はありません。

ただし、平成26年度の住民税が未申告となっている方は手続きを行う必要があります。

※別途書類の提出をお願いする場合があります。また、世帯の状況により、同居祖父母の所得によって保育料を算定する場合があります。

「江戸しぐさ」の根本である思いやりを考えていく時期だと思っています。

今日、痛ましい事故や事件のニュースを聞くにつれ、利欲に動かされる人が多くなっているのではと危惧しています。自分の主張ばかりで相手の気持ちを解さない。これでは住み良い環境は作れません。今こそ、「江戸しぐさ」

「江戸しぐさ」先日、ある会合で「江戸しぐさ語りべの会」の方のお話をうかがう機会がありました。江戸の町方のリーダーであった商人たちが、町の安泰と商売繁盛のためにはどうすればよいか知恵を絞り、工夫を重ねた結果、自治のノウハウともいえる「江戸しぐさ」と呼ばれる行動哲学を作り上げたそうです。

そして、この多摩の地でも、これらは代々語り継がれたように、私も子どものころ、祖母や両親から次のことを言い聞かされました。「お付き合いは大切なこと。特に近所付き合いを大事にしなければならぬ。」「商売に欲張りや禁物。自分だけが良ければ：では長続きしない。」「世間様に迷惑をかけないこと。(世間とは暮らしを営む、現在というコミュニケーションを指し、世間が一番大切なものとして「様」をつけていました。)」

全力投球

福生市長 加藤育男



第4回ラン&ウォーク in 福生にて